

委員会及び幹事に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、委員会及び幹事に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 理事会が必要と認めた場合は、会務の内容を明示して委員会を設けることができる。

(幹事の設置)

第3条 理事会が必要と認めた場合は、理事会、委員会を補佐するため幹事をおくことができる。

(委員及び幹事の推薦)

第4条 委員及び幹事は理事会の推薦にもとづき会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員、幹事の任期は1年とし重任を妨げない。

(常設委員会)

第6条 常設の委員会は次の通りとする。

- 1) 編集
- 2) 表彰
- 3) I A O R
- 4) 研究普及
- 5) O R 事典編集
- 6) 国際
- 7) 広報

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会において行う。

(附則)

この規程は、公益社団法人 日本オペレーションズ・リサーチ学会としての登記の日より施行する。